

令和7年(2025年)8月18日

令和7年8月10日からの大雨の被災者への市営住宅の一時提供について

令和7年8月10日からの大雨により被災された方を対象に、一時的な入居として市営住宅の提供を行いますので、お知らせします。

- 1 概要 令和7年8月10日からの大雨により居住する住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊された方で、住宅に困窮している方を対象に一時的な入居として市営住宅の提供を行います。
- 2 受付日 令和7年(2025年)8月25日(月)～
- 3 受付場所 令和7年(2025年)8月25日(月)～令和7年(2025年)8月26日(火)
熊本市役所14階特設窓口
令和7年(2025年)8月27日(水)以降
熊本市役所9階市営住宅管理センター窓口

※詳細は別紙のとおりになります。

なお、本件に係る取材については下記問い合わせ先までご連絡ください。

[問い合わせ先]

熊本市 都市建設局 住宅部

市営住宅課

電話 096-328-2461

課長：豊田 秀雄

令和7年8月10日からの大雨の被災者への市営住宅の一時提供について

熊本市では、令和7年8月10日からの大雨により、住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊された被災者を対象に一時的な入居として、次のとおり市営住宅を提供します。

1 入居対象者

令和7年8月10日からの大雨により居住する住宅が全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊された方で、住宅に困窮している方。

※ 「準半壊」、「準半壊に至らない（一部損壊）」、「被害なし」は対象外になります。

2 入居期間

入居日から6ヵ月以内。（必要に応じて1年間まで更新可能）

3 使用料等

- ① 家賃、敷金、駐車場使用料 : 免除
- ② 光熱水費、共益費及び自治会費 : 入居者負担

4 退去時の修繕

原則免除（但し、入居者の過失により修繕の必要が生じたときは、その修繕費用を負担していただきます）

5 申込方法

窓口にて先着順で受け付けます。入居の申込みがあった住宅は受付を終了します。

※受付開始時間（午前10時）前に来場された方については、受付開始時間までに受付場所へ来場された方全員で、申込みの順番を決める抽選を行い、決定した順番で受付を行います。

※受付開始以降に来場された方は、受付開始時間までに受付場所へ来場された方全員の受付が終わった後に先着順にて受付を行います。

6 申込に必要なもの

- ① 申請書類（指定様式）
- ② り災証明書（必ず各区の福祉課でり災証明書の申請をしてください）
※状況によって後日提出可能な場合があります。
- ③ 本人確認書類（免許証、マイナンバーカードなど）
- ④ 代理人が申し込む場合は、委任状・代理人の身分証明書

7 申込期間

期間 令和7年8月25日（月）～

時間 午前10時から午後4時まで

8 申込場所

令和7年8月25日（月）～令和7年8月26日（火）は熊本市役所14階特設窓口

令和7年8月27日（水）以降は、熊本市役所9階市営住宅管理センター窓口

〈お問い合わせ先〉

熊本市役所都市建設局住宅部市営住宅課 電話 096-328-2461